

# めでたく竣工式

昨年十月二十七日、長ノ木本坊本堂において(本堂の大きさの関係で)工事関係者約百名に限らせて頂き、竣工式を行いました。

水口満夫(修復委員長)さん挨拶の後、松下宏(呉市文化財保護委員会委員)さんより、文化財に関する説明を聞きました。

この修復を開始するにあたり、「修復のしおり」で、皆さんにご案内しましたように、基本方針は、「西教寺の象徴的存在として将来文化財にする選択肢を残した修復」ということでした。ここでは、「長ノ木本坊本堂は「旧市内では最古の本堂なのでいずれば文化財になる(松下宏さん)」ということで、長ノ木



松下宏さん

本坊の特色としての「古さや歴史」を生かして、将来文化財にすることもできるよう選択肢を残しておこうということになりました。』とご案内したことです。

修復完成後、本堂をすぐに文化財として申請するかどうかを検討するため、この

たび松下さんにお話を聞かせていただきました。

松下さんは、「長ノ木本坊は、本堂だけでなく大木あり、鐘楼あり、いわゆるお寺の雰囲気をもとめ持っている。さらに、本堂は今回、呉市の文化財の基準にあわせて修復したわけで、そのための要件は十分に整っている」と説明され、続いて文化財にした時の利点・欠点についてお話下さいました。

## ●文化財にするとうようなのか

①西教寺の品格・価値観が上がる。それは無形の財産である。

②維持管理(市の文化財なら市の予算の範囲内)の援助を受けることができる。ただし、文化財になると税金がなくなるといふことはない。

③申請者(責任者)が管理する義務、一般に公開する義務が生じる。パンフレットを置いたり、希望する者全てに説明することが義務づけられる。締め切るのは都合が悪い。

など、長所短所がある。と説明されました。

## ●申請の時期について

申請の時期については、修復の記録が整備されていれば(現在整備中です)、今すぐという必要はなく、いつでも可能。お寺のご事情もあるようなので、十分、いや十二分に検討して決めてほしい。一旦申請し



修復委員・総代・工事関係者の皆さん